

# 社会福祉法人中央共同募金会定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、全国的視野における社会福祉事業及びその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金運動の全国的企画
- (2) 共同募金運動の機運の醸成及び啓発宣伝
- (3) 共同募金運動の資料の収集及び調査研究
- (4) 都道府県共同募金会の連絡・調整
- (5) 2 都道府県以上にまたがる寄附金の受入及び調整
- (6) 全国的視野に立つ寄附金の募集及び配分
- (7) 全国社会福祉協議会との連絡
- (8) 受配者指定寄附金の受入及び審査
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他この法人の目的達成のため必要な事項

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人中央共同募金会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、全国的もしくは広域的な視野のもとに地域福祉の向上に資するための助成事業及び災害時支援のための取組を行うものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を、東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 番 2 号に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 5 3 名以上 5 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。推薦の提案は、別に定める「評議員選任規程」に基づいて行うこととする。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める「評議員選任・解任委員会運営細則」によるものとする。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその費用を弁償することができる。

3 前項に必要な事項は、評議員会で別に定める。

### 第 3 章 評議員会

#### (構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

#### (権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散及び合併
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上17名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、副会長1名及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

- 第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事並びに会計監査人の各候補者の推薦の提案は、別に定める「理事及び監事並びに会計監査人選任規程」に基づいて、理事会が行うこととする。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。業務執行理事となる副会長の選定も同様とする。

（役員の資格）

- 第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、

理事のいずれか一名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （会計監査人の職務及び権限）

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### （役員及び会計監査人の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

## 第 5 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第26条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の重要な業務に関し、会長の諮問に答え、又は助言する。

4 任期については、役員の任期に準じる。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に答える。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 会長及び業務執行理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事となる副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときには議長の決するところによる。

2 前項において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産と収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 20 万円也

(2) 建物 東京都千代田区霞が関三丁目 13 番地、9 番地 1、14 番地 1 に所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付 20 階建 56, 519. 24 平方メートルのうち 5 階部分 250. 40 平方メートル

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 42 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第 34 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次に各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

### (事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 4 2 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 公益信託受託運営事業
- (2) 助成推薦業務受託事業
- (3) 東日本大震災の震災遺児支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

## 第 9 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 4 3 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 貸室事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

(収益の処分)

第 4 4 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号)第 1 3 条及び平成 1 4 年厚生労働省告示第 2 8 3 号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

## 第 1 0 章 解散

(解散)

第 4 5 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意のうえ、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 4 6 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意のうえ、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出

されたものに帰属する。

(合併)

第47条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の決議により、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

## 第 1 1 章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 第 1 2 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人中央共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	中 川 望			
常務理事	青 木 秀 夫			
理 事	半 沢 洵	吉 田 英 一	村 田 三 郎	
	高 橋 信 美	高 橋 龍 太 郎	川 口 莊 二 郎	
	嵯 峨 保 二	三 輪 常 次 郎	有 本 健 三 郎	
	杉 道 助	蜂 谷 初 四 郎	山 本 義 孝	
	大 山 利 八	脇 山 勘 助	松 岡 駒 吉	
	中 村 元 督	山 口 安 憲		
監 事	瀧 川 清 一	吉 阪 俊 蔵	石 川 栄 一	

附 則

昭和27年	5月20日	認 可
昭和29年	4月27日	一部変更認可
昭和32年	7月16日	同
昭和32年1	1月30日	同
昭和34年	6月4日	同
昭和34年	9月22日	同
昭和35年	8月10日	同
昭和36年	6月28日	同
昭和47年	9月29日	同
昭和50年	6月16日	同
昭和59年	8月1日	一部変更届出
昭和59年	9月27日	同
昭和59年	9月27日	一部変更認可
昭和62年	8月13日	一部変更届出
昭和62年	9月8日	一部変更認可
平成14年	5月17日	一部変更認可
平成19年	3月30日	一部変更認可
平成20年1	1月7日	一部変更認可
平成25年	3月26日	一部変更認可
平成26年	8月1日	一部変更届出
平成29年	2月1日	一部変更認可 (平成29年4月1日から施行)